

静岡県警察では、将来の世代に安全な交通環境を引き継ぐため持続可能な交通規制を推進しています。

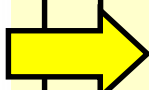


背景

- 県民を交通事故から守るために設置した信号機等が、老朽化によってかえって県民の安全を脅かしかねない事態となっています。



深刻な老朽化

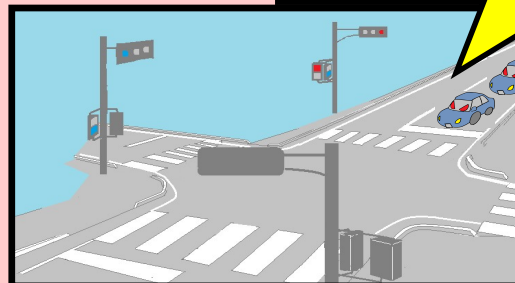
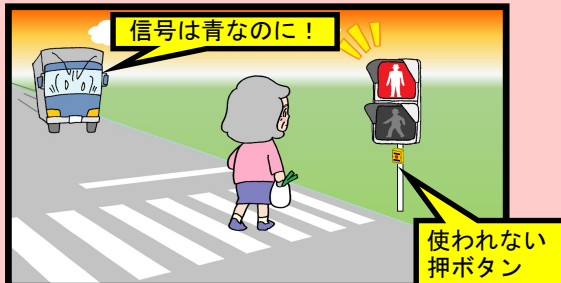


安全が脅かされている

今後の方針

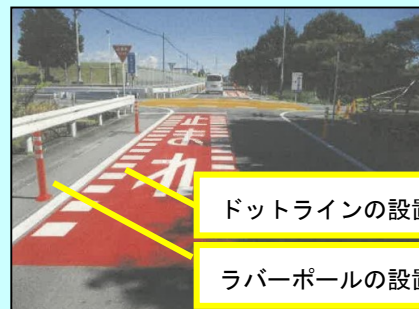
- **必要性の低下した信号機を廃止し、必要な信号機を適正に更新**していくことで、持続可能な交通規制を推進していきます。

必要性の低下した信号機とは



信号機撤去後の安全対策

- 信号機を撤去する際は、必要に応じ、自動車の速度を抑制し歩行者の安全を確保する対策を施します。



信号を撤去することが目的ではなく、将来にわたって安全で快適な交通環境を維持することが目的です。

信号機等に関する御意見がありましたら、最寄りの警察署か本部交通規制課まで御連絡ください。
また、県警察ホームページ「信号機BOX」でも御意見を受け付けております。
静岡県警察本部 交通規制課 054-271-0110(内線 5221~5229)
裾野警察署 交通課規制係 055-995-0110(内線 425.426)